

みやぎ食の安全安心取組宣言事業のまとめ

食と暮らしの安全推進課 H22.5.19

1 経 緯

- H16.7 取組宣言事業がスタート。当初は登録制度ではなく、マークの使用承認制度。有効期間は翌年の3月31日まで。毎年更新する制度。1申請者に1承認番号を付与。
- H18.11 マークの使用承認制度から登録制度へ移行。併せて更新制度をやめ、自動更新へ。1申請者1承認番号を1施設1承認番号へ→同一者の複数店舗はそれぞれ番号付与。
- H20.4 食品衛生法施行条例による管理運営基準が定められたことから、自主基準に関するガイドラインを改正。

2 登録要件

- ① 県内の食品生産者、食品関連施設等の者(以下「生産者・事業者」という)であること。
- ② 県のガイドラインに従い、生産者・事業者自らが自主基準を定め、公開すること。

3 主な活動内容

- ① マーク(A4横)を店頭などに掲示し、取組宣言者であることをPR。(マークは県が作成し付与)
- ② マーク(シール)を商品に貼付し、取組宣言者の商品であることをPR。(シール印刷は県負担)
- ③ 自主基準で自主検査を行うとしている宣言者は、商品の自主検査を実施。(検査費用は県負担)

4 登録者数(H22.3.31現在)

(単位:者)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23.3 目標
事業者	1,841	2,116	2,670	2,702	2,731	3,320	10,000
生産者	58	65,693	65,721	65,722	65,720	65,720	70,000

5 主な登録者(社)

みやぎ生協(全48店舗)、カルラ(まるまつ他,50)、菓匠三全(59)、ささ圭(1)、ファミリーマート(196)、セブン・イレブン(321)、ローソン(162)、サークルKサンクス(113)、ヨークベニマル(42)、イトーヨーカドー(2)、県寿司商組合(274)、県麺類組合(217)、県中華料理組合(178)、県食肉組合(107)ほか

6 効 果

- ① 基本計画目標には届かないものの、外食チェーンやコンビニの登録により、それなりにマークを見かけるようになった。
- ② 事業者の中には、取組宣言していることで、自律的に衛生管理や産地管理しようとする意識が醸成された者もいる。

7 課 題

生産者・事業者	<ol style="list-style-type: none"> ① 自主基準を定めたり、毎年度実績報告を提出するなど、手続きが面倒。 ※ H20.4 から食品衛生法の管理運営基準が施行され、法令上強化された。 ② 制度自体が理解されておらず、保健所への手続きと混同されている面が見られる。 ③ 消費者への浸透度・認知度が弱く、登録するメリットがない(分かりにくい) ④ 同業組合加盟の事業者の一部については、当初に団体登録したことにより、取組宣言をしている意識のない(薄い)事業者もいる。 ⑤ 生産者については JA 一括登録なので、個々の生産者(農家)は取組宣言をしているという意識がない(薄い)。
消費者	<ol style="list-style-type: none"> ① インパクトのないマークだが、店頭で見かけても、どのような意味のマークなのか良く分からない。 ② 取組宣言していても、本当に信頼して良い店かどうか分からない。(担保がない)
行政(県)	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者、消費者双方への浸透度・認知度が弱く、このまま継続することに懸念。特に事業者については、不景気による廃業も増え今後大幅な伸びは期待できない。 ② 更新する制度ではないため、廃業や移転などデータが整理しきれていない。 ③ 当初は予算の多くが自主検査費用に費やされ、制度そのもののPR(周知)に掛ける費用が少ないまま推移した。

◎みやぎ食の安全安心取組宣言者内訳 (平成22年3月31日現在)

(1) 市町村別内訳

	宣言者数
仙台市	1,123
青葉区	547
宮城野区	170
若林区	131
太白区	136
泉区	139
仙南地区	354
白石市	59
角田市	56
蔵王町	25
七ヶ宿町	3
大河原町	52
村田町	41
柴田町	56
川崎町	42
丸森町	20
塩釜地区	383
塩竈市	193
多賀城市	85
松島町	46
七ヶ浜町	36
利府町	23
岩沼地区	230
名取市	56
岩沼市	105
亘理町	52
山元町	17
黒川地区	79
大和町	26
大郷町	15
富谷町	33
大衡村	5
大崎地区	416
大崎市	275
旧古川市	146
旧松山町	9
旧三本木町	13
旧鹿島台町	18
旧岩出山町	28
旧鳴子町	51
旧田尻町	10
色麻町	14
加美町	102
涌谷町	8
美里町	17
旧小牛田町	13
旧南郷町	4

	宣言者数
栗原地区	96
栗原市	96
旧築館町	14
旧若柳町	27
旧栗駒町	31
旧高清水町	1
旧一迫町	16
旧瀬峰町	2
旧鶯沢町	
旧金成町	3
旧志波姫町	2
旧花山村	
登米地区	83
登米市	83
旧迫町	37
旧登米町	5
旧東和町	4
旧中田町	15
旧豊里町	6
旧米山町	6
旧石越町	3
旧南方町	4
旧津山町	3
石巻地区	233
石巻市	187
旧石巻市	154
旧河北町	4
旧雄勝町	3
旧河南町	8
旧桃生町	16
旧北上町	1
旧牡鹿町	1
東松島市	39
旧矢本町	37
旧鳴瀬町	2
女川町	7
気仙沼地区	323
気仙沼市	203
旧気仙沼市	185
旧唐桑町	18
旧本吉町	13
南三陸町	107
旧志津川町	98
旧歌津町	9
合計	3,320

(2) 業種別内訳

	宣言者数
食品小売店等	1,096
食品小売店	287
農産物直売所	6
その他	803
魚介類販売業	238
食肉販売業・食肉処理業	162
集団給食施設	12
飲食店営業	1,431
飲食店	1,378
社員食堂	35
農漁家レストラン	18
その他(喫茶店等)	0
ホテル・旅館業	112
製造・加工業	268
水産食料品製造業	7
かき加工・販売業	2
魚肉練り製品製造業	4
畜産食料品製造業	0
菓子製造業	206
味噌・醤油製造業	5
豆腐製造業	17
納豆製造業	3
めん類製造業	1
食品の冷凍又は冷蔵業	11
その他(惣菜・氷雪等)	12
運送業	1
合計	3,320

生産者内訳

	生産者数
米等生産者	56,775
米等生産者	56,629
特別栽培農産物生産者	146
その他(大豆生産等)	0
野菜・果物等生産者	8,945
野菜・果物等生産者	8,905
特別栽培農産物生産者	24
きのこ	16
その他(工芸作物等)	0
合計	65,720

※ () は今回承認箇所内数

みやぎ食の安全安心取組宣言 業種・地区別登録者数

【事業者内訳】

(平成22年3月31日現在)

業種	宣言者数	地区別										計
		仙台市	仙南管内	塩釜管内	岩沼管内	黒川管内	大崎管内	栗原管内	登米管内	石巻管内	気仙沼管内	
食品小売業	1,096	564	86	72	70	38	99	21	29	80	37	
食品小売店	287	163	29	21	16	9	23	2	4	14	6	
農産物直売所	6	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	
その他	803	400	57	50	53	29	73	19	25	66	31	
魚介類販売業	238	2	24	153	20	1	0	2	2	1	33	
食肉販売業・食肉処理業	162	41	19	22	13	4	7	3	17	25	11	
集団給食施設	12	1	8	0	0	0	0	0	1	1	1	
飲食店営業	1,431	502	166	97	103	32	229	55	30	85	132	
飲食店	1,378	481	162	96	100	30	216	53	28	83	129	
社員食堂	35	21	4	1	2	2	4	1	0	0	0	
農漁家レストラン	18	0	0	0	1	0	9	1	2	2	3	
その他(喫茶店等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ホテル・旅館業	112	9	15	13	0	0	13	0	0	0	62	
製造・加工業	268	4	36	26	23	4	68	15	4	41	47	
水産食料品製造業	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
かき加工・販売業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
魚肉練り製品製造業	4	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	
畜産食料品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
菓子製造業	206	0	31	20	18	3	56	8	2	37	31	
味噌・醤油製造業	5	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	
豆腐製造業	17	0	2	1	3	0	9	1	1	0	0	
納豆製造業	3	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	
麺類製造業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
食品の冷凍又は冷蔵業	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
その他(総菜・冰雪等)	12	3	0	2	1	1	0	3	1	0	1	
運送業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
合計	3,320	1,123	354	383	230	79	416	96	83	233	323	

みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年条例第31号。以下「条例」という。）第13条に掲げる自主基準の設定及び公開における知事が別に定めるところについて必要な事項を定め、県民総参加運動の一環として生産者・事業者が、提供する食品の生産、製造及び供給過程における自らの食の安全安心に係る取組の情報を公開し、安全安心取組宣言をすることにより安全な食品を提供する責務を果たし、もって消費者の安全な食品等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 条例第2条第1号に定める食品
- (2) 生産者・事業者 条例第2条第2号に定める生産者・事業者で宮城県内で食品の生産を行う者及び食品に関連する営業施設等がある者
- (3) 関係法令 条例第2条第3号に定める関係法令

(自主基準の設定)

第3条 生産者・事業者は、別表に定める県のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、食の安全安心に係る基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 自主基準を定める者は、ガイドラインに独自に必要な基準を加えることができるものとする。

(自主基準の公開)

第4条 前条の自主基準を定めた者は、次のいずれかの方法により、自主基準を公開するよう努めなければならない。

- (1) 自らのホームページによる公開
- (2) 店頭掲示による公開
- (3) パンフレット等による公開
- (4) 商品等への記載による公開
- (5) その他消費者が安全な食品を選択する目安となる方法による公開

(みやぎ食の安全安心取組宣言の登録)

第5条 前2条により自主基準を定め、その自主基準を公開する者は、知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による登録の申請があった場合は、別に定める登録承認基準により審査し、その要件を満たすときは登録承認を行い、次に掲げる事項をみやぎ食の安全安心取組宣言登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前項に規定する様式第1号に記載された事項
- (2) 登録年月日及び登録承認番号
- (3) その他必要と認められる事項

4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨をみやぎ食の安全安心取組宣言登録承認書（様式第2号）により登録の申請者に通知するものとする。

5 知事は、登録を承認しないときは、速やかに、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知するものとする。

6 第3項により登録承認を受けた者（以下「安全安心取組宣言者」という。）は、みやぎ食の安全安

心取組宣言の表示（様式第3号）を使用することができる。

（みやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書の提出）

第6条 安全安心取組宣言者は、登録承認年度の遵守状況を、翌年度の4月30日までに、みやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書（様式第4号）により知事に報告するものとする。ただし、前条第4項の規定による登録承認を受けた日から起算して次条に規定する有効期限までの期間が3か月以内のときは、登録承認年度に係る報告を要しないものとする。

（登録の有効期限）

第7条 安全安心取組宣言者（第9条の規定により準用される場合を含む。）の登録の有効期限は、登録承認した日の属する年度の3月31日とする。

（登録の更新）

第8条 第9条第1項第7号による申出又は第11条各号による登録の取消しが登録の有効期限までに無い場合、安全安心取組宣言者は現に登録承認されている内容と同一の内容で、登録承認年度の翌年度の4月1日に第5条第3項による承認を受けたものとみなす。

（登録変更等の手続）

第9条 安全安心取組宣言者が、次のいずれかの変更等があった場合は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（1）取組宣言施設の所在地の変更

（2）自主基準の変更

（3）安全安心取組宣言者の名称の変更

（4）安全安心取組宣言者の住所の変更

（5）取組宣言施設の名称の変更

（6）前各号に定めるほか、第13条第5項の規定により県がホームページで公開している事項の変更

（7）取組宣言の登録辞退の申出

2 知事は、前項の規定による届出等があった場合は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録簿の登録事項を変更するものとする。ただし、前項第1号及び第2号の届出にあっては、登録承認に係る事項のため第5条第3項から第6項までを準用するものとし、この場合において、第5条第4項中「みやぎ食の安全安心取組宣言登録承認書（様式第2号）」とあるのは「みやぎ食の安全安心登録変更承認書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

（自主基準の遵守）

第10条 安全安心取組宣言者は、自主基準を遵守するとともにその遵守状況について、公表に努めるものとする。

2 安全安心取組宣言者は、自主基準の遵守状況について、消費者から要請があれば積極的に公開に努めなければならない。

（登録の取消し等）

第11条 知事は、安全安心取組宣言者（第9条において準用する場合を含む。）が、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

（1）故意又は重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき

（2）その他安全安心取組宣言者として相応しくない行為等があったとき

（支援等）

第12条 知事は、生産者・事業者の自主基準の設定について指導を行うものとする。

2 知事は、安全安心取組宣言者の提供する食品等の検査を実施し、安全安心取組宣言者に結果を通

知するものとする。ただし、検査結果が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令で定められている措置を必要とする場合は、当該関係法令に基づき速やかに措置するものとする。

- 3 知事は、食品等の安全安心に関する情報を入手した場合は、安全安心取組宣言者に情報を提供するものとする。
- 4 知事は、消費者の安全な食品等の選択に資するため、安全安心取組宣言者が自主基準を公表する場合、必要な支援を行うものとする。
- 5 知事は、消費者の食品の選択に資するため、ホームページその他の媒体により安全安心取組宣言者の氏名（法人においては法人名、団体においては団体名）、自主基準その他必要な事項を広告するものとする。

（業界団体の役割）

第13条 生産者・事業者のうち、関連する者を構成員とする団体は、構成員が自主基準の設定・公開に積極的に取り組むよう、その推進に努めることとする。

（所管）

第14条 この要綱に基づく事務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課で行う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年11月13日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の承認を受けている者は、この要綱による改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第3項の登録承認を受けているものと見なす。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の承認を受けている者は、この要綱による改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第6条の規定にかかわらず、この要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書（様式第4号）を平成19年2月1日から平成19年2月28日までの間に知事へ提出しなければならない。
- 4 当分の間、この要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条の規定により、みやぎ食の安全安心取組宣言表示使用申請書（様式第1号）の提出があった場合は、この要綱の改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の規定によるみやぎ食の安全安心取組宣言登録申請書（様式第1号）の提出があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

○対象者数（平成21年12月末登録者）

（単位：者）

事業者	生産者	計
3,344	65,720	69,064

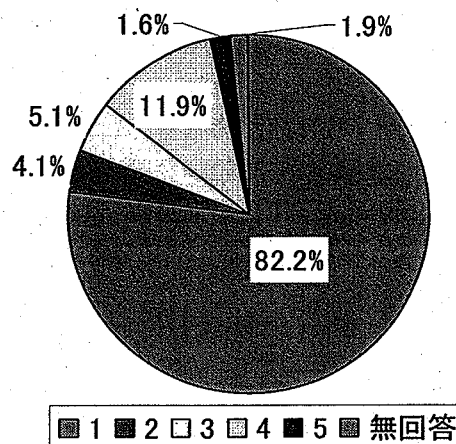
○アンケート回答者数：370者（回答率 11.1%）（5月10日現在）

○調査実施期間：平成22年3月19日（発送）～4月30日（個別申請者）
5月14日（団体申請者）

アンケートは無記名で行った。

問1 「食の安全安心取組宣言」のロゴマークをどのように活用していますか。（複数回答）

1	店頭等の見やすい場所に掲示している	82.2%
2	ホームページやパンフレット類に掲載している	4.1%
3	商品にロゴマークを印刷、貼付している	5.1%
4	特に活用はしていない	11.9%
5	その他	1.6%
	無回答	1.9%

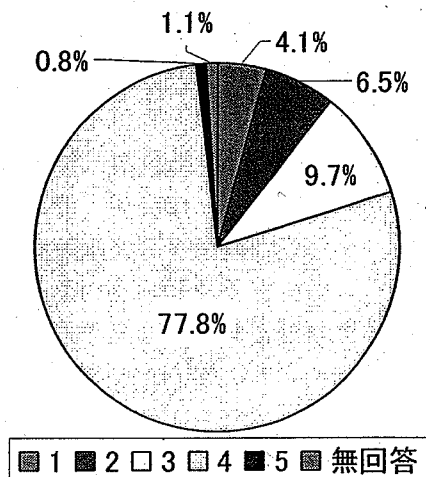


◆「その他」欄回答

- ・のぼり→破損の為、新しい物がほしい。
- ・聞かれたら、丁寧に説明をしていく。
- ・お客さんをまとめてくださる方、店を持っている方に送っています。
- ・名刺に印刷している。

問2 「食の安全安心取組宣言」について、消費者や取引先から問い合わせを受けることはありますか。（単一回答）

1	一ヶ月に一回程度問い合わせを受けることがある	4.1%
2	半年に一回程度問い合わせを受けることがある	6.5%
3	年に一回程度問い合わせを受けることがある	9.7%
4	問い合わせを受けたことはない	77.8%
5	その他	0.8%
	無回答	1.1%

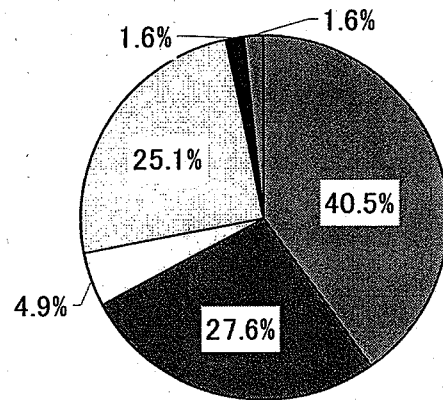


◆「その他」欄回答

- ・店頭にて問い合わせを受けることがある。
- ・二ヶ月に一回程度。
- ・店頭に掲示してあるので、こちらですと、何度か受けることがある。

問3 「食の安全安心取組宣言」が食の安全安心への取組を消費者に伝えることに役立っていると思いますか。(単一回答)

1	役立っている	40.5%
2	あまり役立っていない	27.6%
3	全く役立っていない	4.9%
4	分からない	25.1%
5	その他	1.6%
	無回答	1.6%

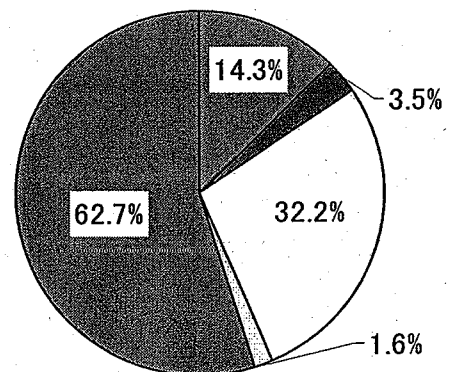


◆「その他」欄回答

- ・消費者への告知が薄いと感じる。
- ・続けることが大事だと思います！
- ・安心感は与えていると思う。
- ・多少は役立っていると思う。どの程度かは少し考える。
- ・消費者は当然のことと思っているのでは？その先を考えた方が？

問4 問3で「2 あまり役立っていない」、「全く役立っていない」と回答された方におたずねします。なぜ、役立っていないと思いますか。(複数回答)

1	制度の主旨や目的が分かりにくい	14.3%
2	ロゴマークにインパクトがない、目立たない	3.5%
3	取組宣言を知らない消費者が多い	32.2%
4	その他	1.6%
	無回答	62.7%

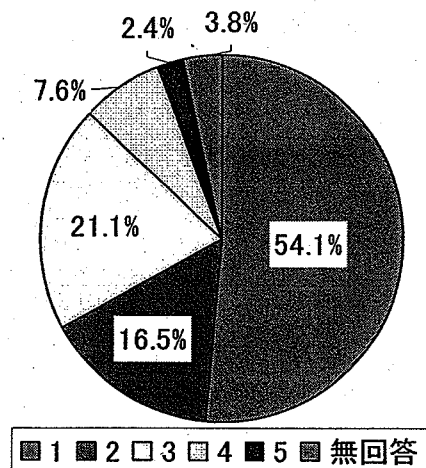


◆「その他」欄回答

- ・スーパー、小売店、飲食店の店頭でステッカーを見たことがない。
- ・末端消費者への直接販売がないため。
- ・取組宣言を知らない生産者も多い。
- ・制度より実質商品の内容が大切。
- ・消費者の関心がうすい。
- ・個人意識も大切ですが、食品を製造する企業のモラルも向上させてください。

問5 「食の安全安心取組宣言」の今後のあり方について、どのような方法が望ましいと思いますか。(単一回答)

1	現在の制度を継続し、消費者の認知度を高めるよう県がPRを進める	54.1%
2	制度を抜本的に見直し、分かりやすい簡素な制度に改める	16.5%
3	県産食品の振興や地産地消に関する制度と連携した制度に改める	21.1%
4	廃止してもよい	7.6%
5	その他	2.4%
	無回答	3.8%



◆ 「その他」欄回答

- ・一事ではなく、3+観光事業等をセットにするなど。
- ・消費者へ直接販売する関係団体へのPR強化。
- ・その他の制度とは具体的に認知せず効果がよくわからない。
- ・宣言制度にも経費がかかるのでほかにまわす方が？
- ・私自身、よく理解していません。
- ・むずかしい。
- ・(「PRを進める」に関して) スポーツでいろいろのマスコット(キャラクター)が働いています。そのキャラクターを一同に参加してPR、特にテレビに出てもらう。
- ・小規模店にて、特に思うことがない。

問6 「食の安全安心取組宣言」について、ご意見等がありましたら記載願います。

1 PRについて

1	取組宣言を知らない消費者がまだまだ多くいると思われます。パンフレットのような物を配るとり組みを検討されることを望みます。
2	PRにはあまり専門用語を使用せずに分かりやすいPRがいいと思います。
3	安心安全宣言はとてもよい事だと思いますが、どうやって浸透させるかが課題。
4	県でもっと食の安全・安心取組宣言を県内外にアピールし、宮城県は日本一食の安全・安心に力を入れているので、安心して食事ができますよ、と言えるようにしたい。
5	食の安全安心取組宣言をテレビ・新聞に取り上げていただきPRする。
6	「宮城＝（たとえば）安全安心の食」を県内はもとより全国へアピールしていただくことを望みます。
7	消費者の認知度が低い。普通の生産者でも安全・安心とかを表示したりしているので違いがわからないのでは？
8	業者同志の自己満足のような気がする。改めて宣言しなくても、常に対応していることなので、消費者へのPRの仕方だと思う。
9	仙台の街でも見ることがあります。自分がこの取組に参加しているから目に止まるので、そうでなければ見過ごしてしまうと思います。この取組を知らない生産者も多いのではないのでしょうか。PR不足ではないのでしょうか。せつかくのすばらしい取組が知られていないのは残念です。ロゴマークが地味なのでは？他県のようなマンガ的なデザインはインパクトあるのではないのでしょうか。
10	食の安全安心のイベントをどんどんやる。もっとPRをする。
11	取組宣言を知らない人が多く、商品に貼りつけていても産地表示のシールと見間違えていた。あまりPRが少ないのではないかと思う。
12	消費者に「食の安全安心取組宣言」がどういうものなのか、店頭用のポスター（内容が簡潔に説明されているもの）を提示することで認識が高まるのではないのでしょうか？
13	「食の安全安心取組宣言」のPRがなされていない。知らない人が80%くらい。簡潔に、インパクトのある標語、目的を強く押し出す工夫必要。
14	県の広報等を通じ、もっと県民にアピールして頂きたい。
15	残念ながら弊社を含めまだまだ浸透していないのが実情と思われます。
16	みやぎの良さをアピールする為にも、地産地消にもっと力を入れ、安全安心につなげて頂きたい。
17	PRが足りない！
18	食種により様々に違って、安全安心の取り組み方が難しいと思う。万全と表題を聞いても一般の人達（消費者）に解らなくては意味がない。もっと単純にアピールした方がよいと思う。
19	もっとお客様に分かりやすくした方がよいと思う。

20	1年に一度特に食の安心・安全のアピールがあっても良いと思います。
21	のぼりがほしいです。店頭でのPRも重要だと思います。
22	地産地消はもとより、良い品物を出して、宮城県の良い物を全国の人にわかってもらって、知ってもらって、PRしていきたいと思います。
23	食の安全を提供する我々の努力している姿をもっともっといろいろな形でPRしてほしいと思います。私自身が他の店に行った時にロゴマークを見た時に安心と同時にここのお店でも一生懸命やってるんだなと思って帰ってきます。

2 ロゴマークについて

24	当店にもホームページがあるので、ロゴマークや文字を入れたいと思っている。
25	ロゴマークラベルに気をつける消費者が少なすぎます。
26	ロゴマークを印刷すると経費がかかるのでロゴマークのシールを販売していただきたい。 (商品が少量のため)
27	各市町に対する概念をロゴマークも含め、徹底された方が良いと思います。
28	上記に貼ってあるロゴマーク(小さいシール)があれば、商品等に貼って活用したいと思っています。
29	ロゴマークを交付していただいて、店頭に掲示していたのですが、1枚は色あせてしまっ てはずしてしまいました。店内の分はよいのですが、再交付していただけないでしょうか。
30	シール表示にとどまらず、手洗いの慣行、賞味期限の確認、売り場の衛生管理等の徹底を、 個々人がすべきだと思います。

3 今後について

31	今後JGAP等の制度との連携が必要と思います。
32	現在まで継続して結果がよく見えないことから検討の話が出てきたのなら、今までの積み 上げた活動を無駄にすることのない様にしていきたい。やめるのは簡単だ!!継続は 力です。
33	県行政が取組宣言を認めた商品は説得力がある。今後も続けて欲しい。
34	「食の安全安心取組宣言」ということは本当に安心して体にいいもんだと主張しているこ とは確かで絶対守らなければいけないテーマだと思います。現状はあたりまえの考えで今 後も絶対あるべき姿でいてほしいテーマ。しかし今後どのような社会になるか不安な所に 心配がきたらおそろしい。
35	問5に関して。安心安全を取組む事なので、地産地消とは線を引いた方が良くと思います。
36	報告やアンケート以外。取組店で食べてみて、客の立場で感じた事や気付いた事など情報 を店に流してほしい。
37	安全安心はあたりまえだと思うので、もう一歩進んだ何かを消費者は望んでいると思いま す。

4 手続きについて

38	実施状況報告等が形骸化しており、効果も期待できない。小売店や最終加工を行う業者には意味があるかもしれないが、弊社は他県・外国への仕向地が多く、あまり意味がない。
39	安全安心取組宣言実施状況報告書を毎年FAXで提出していますが、いつも留守電状態で、どこに電話がつながっているのかの応答もない。不安なので、もう提出はしないことにします。

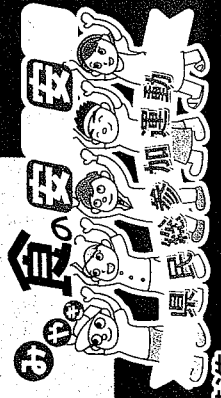
5 その他

40	生鮮魚介類を取り扱っている業種なので、食の安全安心には注意をはらっている。
41	(「食の安全安心取組宣言」をさして) プロの我々にとって当然のことでまったく(ナンセンス) (←強調の括弧) なのです。
42	私の所は小さい寿司店です。寿司商組合に加入しています。所属しております仲間の中からは、食中毒など、1度も出ていません。個人事業者は意外にもしっかり取り組んでいるのですよ。問題なのは大手の企業なのではないでしょうか。食品偽装など…。
43	食の安全安心地産地消あまりこだわりすぎである。小の店大の店も同じでは? できればかんたんにアンケート方式はないのか。あってもいいのでは。
44	他の県から食品を販売している。衛生上よくない。リヤカーで豆腐を売りに来ている。衛生上よくない。
45	豆腐製造業ですが、地域商店等々はスーパー等で安売りで価格の安い商品にお客さんが購入する。いくら食の安全安心取組宣言をしても、かなわない。
46	制度や官の力よりも“食を扱う者は”意識が大切。
47	原材料の生態形へのインパクト。
48	私は問5を1に○印をつけましたが、いまいち、この言葉と内容が充実してない様な気がします。言葉を利用している私共が料理をし、生産する方の食の安全と言う言葉が、生産側には一寸身に付いてない様な気がします。言過ぎたら失礼です。感じている事です。
49	「食の安全」とは何を意味するのでしょうか? 冷凍食品や外食産業があふれ、食品添加物を大量に使用した食品ばかりです。そもそも食の安全とは…?
50	食の安全はすごくよいことだと思いますが、その野菜を仕入れる(八百屋)が取り扱っているかがわかりません。そして、安く品物が八百屋に入るといいですね。
51	上, 上を望めばきりがありません。

食の安全安心

取組宣言

みやぎ



このマークは、適正表示や衛生管理基準等の自主基準を定めて食の安全安心に取組んでいる証です。

承認番号

